

レジャー・スポーツ傷害保険（1日型）
（普通保険約款・特約）

目次

レジャー・スポーツ傷害保険（1日型） 普通保険約款.....	2
傷害死亡保険金支払特約.....	16
傷害入院時一時保険金支払特約.....	22
骨折時一時保険金支払特約.....	28
熱中症一時保険金支払特約.....	34
食中毒一時保険金支払特約.....	37
日常生活賠償（被保険者限定型）特約.....	40
ゴルフ用品補償特約	53
救援者費用等補償特約.....	61
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約.....	70

レジャー・スポーツ傷害保険（1 日型） 普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に適用される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款のそれぞれの条項、および適用される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

(50 音順)

用語	説明
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 （注2）試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
頸部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
決済代行会社	当社からの委託を受けて、第5条（保険料の払込方法）（1）の決済手段を用いて保険契約者から保険料相当額の決済を代行する者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（注）をいいます。 （注）当社が告知を求めたもの 他の保険契約等に関する事項を含みます。
始期日時	保険証券記載の保険期間の始まる日時をいいます。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が疾病によって被った傷害については疾病として取り扱います。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払事由	この保険契約に適用された特約のそれぞれに支払事由として規定する事由をいいます。
傷害	身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。 ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒

	③ 熱中症 (注) 中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
身体の障害	身体を害することをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
書面等	書面による方法または電子メール等の通信手段を利用する方法のうち当社が定めるものをいいます。
損害等	この普通保険約款およびこの保険契約に適用された特約の規定により、当社が保険金を支払うべき損害、損失または傷害等をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注) 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
訂正の申出	告知事項について書面等をもって訂正を申し出ることであって、第8条(告知義務)(3)③またはこの普通保険約款に適用される特約に規定する訂正の申出をいいます。
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	この保険契約により補償の対象となる者または補償を受ける者をいい、保険証券記載の被保険者をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日時から終了する日時までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約に適用された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
保険証券等	保険契約の締結とその内容を証するもので、当社が保険契約者に対し電磁的方法によって提供するものをいいます。

保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類（注）をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類（注）を含みます。 （注）書類 電子媒体によるものを含みます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
満期日時	保険証券記載の保険期間が終了する日時をいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この普通保険約款およびこの保険契約に適用された特約の規定に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社が保険金を支払わない場合は、この普通保険約款およびこの保険契約に適用された特約の規定によります。

第3条（保険金の支払額）

当社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき額は、この普通保険約款およびこの保険契約に適用された特約の規定によります。

第2章 基本条項

第4条（保険責任の始期および終期）

- （1）当社の保険責任は、始期日時に始まり、満期日時に終わります。
- （2）（1）の日時は、日本国の標準時によるものとします。

第5条（保険料の払込方法）

- （1）保険契約者は、当社が定める決済手段によって、この保険契約の保険料（注）を支払うこととします。
- （2）保険契約者から、この保険契約の申込時または契約内容変更時に前条の決済手段による保険料の支払の申出があった場合は、当社は、保険契約者が、当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い保険料相当額の決済手続きを完了した時に保険料を領収し

たものとみなします。なお、保険期間が始まった後であっても、保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、追加保険料の払込みを同項の決済手段以外の方法により、請求できるものとします。

(4) 当社が保険料を返還する場合は、当社は、決済代行会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。

(5) 前項の規定に基づき当社が保険料の返還を行う場合は、当社は、(1)の決済手段により保険料を返還できるものとします。

(注) 保険料

契約内容変更時の追加保険料を含みます。以下同様とします。

第6条（保険責任のおよぶ範囲）

(1) 当社は、日本国内において生じた支払事由による損害等に対してのみ保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、当社は、保険期間中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶(注)が通常の航路により日本国外を通過する場合またはその航空機もしくは船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合において、被保険者が日本国外において保険期間中に被った損害等に対しても、保険金を支払います。

(注) 航空機または船舶

日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

第7条（保険証券の不発行）

(1) 当社は、保険契約者の同意のもと、この保険契約の保険証券を発行しません。

(2) 当社は、この保険契約の保険契約内容として電磁的方法により提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を適用します。

第8条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。なお、保険契約締結の際、当社が特に必要と認めた場合は、当社は、事実の調査を行い、また、被保険者になる者に対して当社の指定する医師の診断を求めることができます。

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場

合は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 (注)

③ 保険契約者または被保険者が、支払事由または支払事由の原因が生じた時より前に、告知事項につき、書面等をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月を経過した場合または保険契約締結時から 5 年を経過した場合

(4) (2) の規定による解除が支払事由または支払事由の原因の発生した後になされた場合であっても、第 18 条 (保険契約の解約・解除の効力) の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した支払事由による損害等については適用しません。

(注) 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第 9 条 (通知義務)

(1) 保険契約締結後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 (注 1) が発生した場合には、被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

(2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく (1) の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 当社が (2) の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月を経過した場合

② 危険増加が生じた時から 5 年を経過した場合

(4)(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)の危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合は、当社は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7)(6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険加入の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険加入の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第10条(保険契約者の住所または通知先の変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第11条(契約内容の変更)

(1) 保険契約者または被保険者は、第8条(告知義務)から第10条(保険契約者の住所または通知先の変更)以外の契約内容の変更をしようとする場合は、書面等をもってその旨を当社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(2)(1)の場合において、当社が書面等による通知を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第12条(保険契約の無効)

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させ

る目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

(2) (1) の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第13条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第14条（保険契約の取消し）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 事故が発生した後に(1)の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第15条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

第16条（重大事由による解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- (3) この保険契約に適用された特約の保険金が次のいずれかに該当する場合、(1) または(2)の規定による解除が損害等（注3）の原因となった支払事由の生じた後になされたときであっても、第18条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時以後に発生した支払事由による損害等（注3）に対しては、当社は、保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- ① 被保険者の傷害または身体の障害（注5）に対して一定額を支払うもの
- ② 被保険者の傷害または身体の障害によってその被保険者が被った損害（注6）に対して保険金を支払うもの
- (4) この保険契約に適用された特約の保険金が(3) ①または②のいずれにも該当しない場合、(1) または(2)の規定による解除が支払事由の生じた後になされたときであっても、第18条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時以後に発生した支払事由による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) この保険契約に適用された特約の保険金が(3) ①または②のいずれにも該当しない場合において、保険契約者または被保険者が(1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1) または(2)の規定による解除がなされたときには、(4)の規定は、次の損害等については適用しません。
- ① (1) ③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等
- ② (1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注 2) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

(注 3) 損害等

(2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた損害等をいいます。

(注 4) 保険金

(2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)

③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(注 5) 傷害または身体の障害

死亡を含みます。

(注 6) 損害

損失および費用を含みます。

第 17 条 (被保険者による保険契約の解約請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解約することを求めることができます。

① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第 16 条(重大事由による解除)(1)

①または②のいずれかに該当する行為があった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第 16 条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合

④ 第 16 条(1)④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解約請求があったときは、当社に対する書面等による通知をもって、この保険契約(注)を解約しなければなりません。

(3) 被保険者は、(1)①の事由のある場合は、当社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

(4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解約された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面等により通知するものとします。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

第 18 条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 19 条（保険料の返還）

(1) 保険契約の無効、失効または取消しの場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第 12 条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
③ 第 14 条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合	

(2) 保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。

区分	保険料の返還
① 第 8 条（告知義務）（2）、第 16 条（重大事由による解除）（1）、同条（2）①、またはこの普通保険約款に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	ア. 始期日時以前である場合には、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。 イ. 上記ア. 以外である場合には、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
② 第 15 条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	
③ 第 17 条（被保険者による保険契約の解約請求）（2）または（3）の規定により、保険契約者または被保険者が保険契約（注）を解約した場合	

（注）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

第 20 条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、この保険契約に適用された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に適用された特約に規定する請求書類のうち当社が求めるものを提出しなければな

りません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容、損害の額または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

第21条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害、傷害または身体の障害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）、傷害または身体の障害の程度、事故と損害、傷害または身体の障害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1) の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注4）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注5）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第20条（保険金の請求）(2) および (3) の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

保険価額を含みます。

(注3) 次表「期間」に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みません。

(注5) 応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 2 2 条（時効）

保険金請求権は、第 2 0 条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 2 3 条（保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減払）

- （1）当社は、事故が当社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、保険期間の途中において、当社の定めるところにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- （2）当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、当社の定めるところにより、保険金の削減払を行うことがあります。
- （3）当社は、（1）および（2）の適用を行う場合は、速やかに保険契約者にその旨を通知します。なお、通知を行う前に生じた事故については、（1）および（2）の規定は適用しません。

第 2 4 条（保険契約者の変更）

- （1）保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この普通保険約款およびこの保険契約に適用された特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- （2）（1）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面等をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- （3）保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの普通保険約款およびこの保険契約に適用された特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 2 5 条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

- （1）この保険契約について、保険契約者が 2 名以上である場合は、当社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- （2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の 1 名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- （3）保険契約者が 2 名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの普通保険約款およびこの保険契約に適用された特約に関する義務を負うものとします。

第 26 条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が 2 名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

第 27 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 28 条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

傷害死亡保険金支払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
事故	第 1 条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故をいいます。
傷害死亡保険金額	保険証券記載の傷害死亡保険金額をいいます。
被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金	この特約により補償される傷害が生じた場合に、当社が傷害死亡保険金受取人に支払うべき金銭であって、傷害死亡保険金をいいます。

第 1 条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い保険金を支払います。
- （2）当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。
- （3）（2）の規定にかかわらず、保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合は、傷害の原因となった事故が保険期間中に発生したものとみなします。
- （4）普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、（1）の傷害を被ったことをいいます。

第 2 条（保険金を支払わない場合—その 1）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注 1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りません。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注 2）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為を除きます。
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注 3）もしくは核燃料物質（注 3）によって汚染された物（注 4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の入浴中の溺水（注 5）。ただし、入浴中の溺水（注 5）が、当社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金を支払います。
- ② 被保険者の誤嚥（注 6）によって生じた肺炎。この場合、誤嚥（注 6）の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注 1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 2) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注 3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注 4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注 5) 溺水

水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注 6) 誤嚥

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第 3 条（保険金を支払わない場合—その 2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表 1 に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表 2 に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第 4 条（傷害死亡保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第 1 条（保険金を支払う場合）(1) の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合は、傷害死亡保険金額の全額を、保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (2) (1) の傷害死亡保険金受取人は、被保険者の法定相続人に限ります。
- (3) (1) の傷害死亡保険金受取人が 2 名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。

第 5 条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第 1 条（保険金を支払う場合）

- (1) の傷害によって死亡したものと推定します。

第 6 条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第 1 条（保険金を支払う場合）(1) の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となっ

た事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第7条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故の発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）もしくは（2）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 当社の定める傷害状況報告書
 - ③ 公の機関（注）の事故証明書
 - ④ 死亡診断書または死体検案書
 - ⑤ 傷害死亡保険金受取人（被保険者の法定相続人）の印鑑証明書
 - ⑥ 被保険者の戸籍謄本
 - ⑦ 法定相続人の戸籍謄本
 - ⑧ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

- ⑨ その他当社が普通保険約款第 21 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注）公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

第 9 条（当社の指定する医師が作成した死体検案書の要求）

（1）当社は、第 7 条（事故の通知）の規定による通知または第 8 条（保険金の請求）および普通保険約款第 20 条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による死体の検案（注 1）のために要した費用（注 2）は、当社が負担します。

（注 1）死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注 2）費用

収入の喪失を含みません。

第 10 条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第 11 条（傷害死亡保険金受取人の変更）

この特約において、保険契約者は、傷害死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外に変更することはできません。

第 12 条（傷害死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

（1）この特約について、傷害死亡保険金受取人が 2 名以上である場合は、当社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の傷害死亡保険金受取人を代理するものとします。

（2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、傷害死亡保険金受取人の中の 1 名に対して行う当社の行為は、他の傷害死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第 13 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

別表1 第3条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）山岳登山

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

（注2）航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）操縦

職務として操縦する場合を除きます。

（注4）超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 第3条（保険金を支払わない場合—その2）②の職業

オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）オートテスター

テストライダーをいいます。

（注2）猛獣取扱者

動物園の飼育係を含みます。

（注3）ローラーゲーム選手

レフリーを含みます。

傷害入院時一時保険金支払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
事故	第 1 条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故をいいます。
傷害入院時一時保険金額	保険証券記載の傷害入院時一時保険金額をいいます。
被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金	この特約により補償される傷害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、傷害入院時一時保険金をいいます。

第 1 条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い保険金を支払います。
- (2) 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。
- (3) (2) の規定にかかわらず、保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合は、傷害の原因となった事故が保険期間中に発生したものとみなします。
- (4) 普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、(1) の傷害を被ったことをいいます。

第 2 条（保険金を支払わない場合—その 1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注 1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りません。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注 2）を持たないで自動車等を運転している間

- イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為を除きます。
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- ② 被保険者の入浴中の溺水（注5）。ただし、入浴中の溺水（注5）が、当社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金を支払います。
- ③ 被保険者の誤嚥（注6）によって生じた肺炎。この場合、誤嚥（注6）の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 法令に定められた運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 溺水

水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注6) 誤嚥

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（傷害入院時一時保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、入院し、その入院が5日以上継続（注2）した場合は、傷害入院時一時保険金額の全額を被保険者に支払います。
- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注3）であるときには、その処置日数を含みます。
- (3) (1)の期間には、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間は含みません。
- (4) (1)の傷害入院時一時保険金の支払は、1事故に基づく入院につき、1回を限度とします。
- (5) 被保険者が傷害入院時一時保険金を支払うべき入院の期間にさらに傷害入院時一時保険金の支払の対象となる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては傷害入院時

一時保険金を支払いません。

(注1) 事故の発生の日

傷害入院時一時保険金を支払いうる傷害の原因となった事故の発生の日をいいます。

(注2) 継続

被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは、継続とみなします。

(注3) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第6条（事故の通知）

(1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故の発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、第4条（傷害入院時一時保険金の支払）（1）に該当した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 当社の定める傷害状況報告書
- ③ 公の機関（注）の事故証明書
- ④ 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
- ⑤ 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- ⑥ 被保険者の印鑑証明書
- ⑦ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ⑧ その他当社が普通保険約款第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注）公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

第8条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- （1）当社は、第6条（事故の通知）の規定による通知または第7条（保険金の請求）および普通保険約款第20条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- （2）（1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。

（注1）死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）費用

収入の喪失を含みません。

第9条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第10条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

別表1 第3条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）山岳登山

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

（注2）航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）操縦

職務として操縦する場合を除きます。

（注4）超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 第3条（保険金を支払わない場合—その2）②の職業

オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）オートテスター

テストライダーをいいます。

（注2）猛獣取扱者

動物園の飼育係を含みます。

（注3）ローラーゲーム選手

レフリーを含みます。

骨折時一時保険金支払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
骨折	骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。 ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。
骨折時一時保険金額	保険証券記載の骨折時一時保険金額をいいます。
事故	第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故をいいます。
被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金	この保険契約により補償される傷害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、骨折時一時保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い保険金を支払います。
- (2) 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であつた場合に限り、保険金を支払います。
- (3) (2) の規定にかかわらず、保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となつたことが警察等の公的機関により確認された場合は、傷害の原因となった事故が保険期間中に発生したものとみなします。
- (4) 普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、(1) の傷害を被つたことをいいます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りません。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
- ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為を除きます。
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
 - ② 被保険者の入浴中の溺水（注5）。ただし、入浴中の溺水（注5）が、当社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金を支払います。
 - ③ 被保険者の誤嚥（注6）によって生じた肺炎。この場合、誤嚥（注6）の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 法令に定められた運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 溺水

水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注6) 誤嚥

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（骨折時一時保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、骨折した場合に、骨折時一時保険金額の全額を被保険者に支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険金の支払は、保険期間を通じ1回に限ります。

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第 6 条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第 1 条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 7 条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第 4 条（骨折時一時保険金の支払）に該当した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 当社の定める傷害状況報告書
 - ③ 公の機関（注）の事故証明書
 - ④ 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑦ その他当社が普通保険約款第 21 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注）公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

第 8 条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第 6 条（事故の通知）の規定による通知または第 7 条（保険金の請求）および普通保険約款第 20 条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1) の規定による診断または死体の検案 (注 1) のために要した費用 (注 2) は、当社が負担します。

(注 1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注 2) 費用

収入の喪失を含みません。

第 9 条 (代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第 10 条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 1 第 3 条 (保険金を支払わない場合—その 2) ①の運動等

山岳登はん (注 1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (注 2) 操縦 (注 3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (注 4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注 1) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます。)

(注 2) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注 3) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注 4) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機 (パラプレーン等をいいます。) を除きます。

別表 2 第 3 条 (保険金を支払わない場合—その 2) ②の職業

オートテスター (注 1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者 (注 2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手 (注 3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注 1) オートテスター

テストライダーをいいます。

(注2) 猛獣取扱者

動物園の飼育係を含みます。

(注3) ローラーゲーム選手

レフリーを含みます。

熱中症一時保険金支払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
事故	第 1 条（保険金を支払う場合）（1）に規定する身体の障害の原因となった事故をいいます。
被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金	この特約により補償される身体の障害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、熱中症通院時一時保険金および熱中症入院時一時保険金をいいます。
熱中症	被保険者が日射または熱射によって身体障害を被った状態をいいます。

第 1 条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が熱中症によって被った身体の障害に対し、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い保険金を支払います。

第 2 条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた身体の障害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注 1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注 2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者に対する刑の執行
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為を除きます。
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ⑧ 核燃料物質（注 3）もしくは核燃料物質（注 3）によって汚染された物（注 4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染

（注 1） 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注 2） 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

（注 3） 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注 4） 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第 3 条（保険金の支払）

- （1） 当社は、被保険者が、保険期間中に第 1 条（保険金を支払う場合）の身体の障害を被り医師の判断により病院等で点滴治療を受けた場合に、熱中症通院時一時保険金の全額を被保険者に支払います。
- （2） 当社は、被保険者が、保険期間中に第 1 条（保険金を支払う場合）の身体の障害を被りその治療を目的とする継続した 2 日（1 泊 2 日）以上の入院を開始した場合に、熱中症入院時一時保険金の全額を被保険者に支払います。
- （3） （1） および（2）の規定にかかわらず、保険金の支払は、保険期間を通じ 1 回に限ります。

第 4 条（事故の通知）

- （1） 被保険者が第 1 条（保険金を支払う場合）の身体の障害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に事故発生の状況および熱中症の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （2） 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第3条（保険金の支払）に該当した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 診療明細書および領収書
 - ③ 熱中症の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ④ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師等に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑤ その他当社が普通保険約款第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第6条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第4条（事故の通知）の規定による通知または第5条（保険金の請求）および普通保険約款第20条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、熱中症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。

（注1）死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）費用

収入の喪失を含みません。

第7条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人が保険金支払事由について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第8条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

食中毒一時保険金支払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
事故	第 1 条（保険金を支払う場合）（1）に規定する身体の障害の原因となった事故をいいます。
被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金	この特約により補償される身体の障害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、食中毒一時保険金をいいます。

第 1 条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒によって被った身体の障害に対し、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い保険金を支払います。
- (2) 当社は、身体の障害の原因となった事故の発生が保険期間中であつた場合に限り、保険金を支払います。

第 2 条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかによって保険金支払事由に該当したときは、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注 1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注 2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者に対する刑の執行
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為を除きます。
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ⑧ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注4）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条（食中毒一時保険金の支払）

（1）当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の身体の障害を被り、その直接の結果として細菌性食中毒およびウイルス性食中毒と診断（注1）された場合に食中毒一時保険金を支払います。

（2）（1）の規定にかかわらず、保険金の支払は、保険期間を通じ1回に限ります。

（注1）診断

医師によって疾病の経過、臨床症状、各種臨床検査成績等を根拠とする医学的な基準に基づき総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。

第4条（事故の通知）

（1）被保険者に保険金支払事由が発生したことを知った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および食中毒の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第3条（食中毒一時保険金の支払）に該当した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 診療明細書および領収書
 - ③ 食中毒の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ④ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師等に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑤ その他当社が普通保険約款第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第6条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第4条（事故の通知）の規定による通知または第5条（保険金の請求）および普通保険約款第20条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、食中毒の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。

（注1）死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）費用

収入の喪失を含みません。

第7条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人が保険金支払事由について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第8条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

日常生活賠償（被保険者限定型）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
財物の破損	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。
事故	第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故をいいます。
住宅	被保険者の居住の用に供される建物をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
日常生活賠償保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の日常生活賠償保険金額をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、日常生活賠償保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が、次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活（注1）に起因する偶然な事故

（2）当社は、（1）に規定する事故が発生した時が保険期間中であつた場合に限り、保険金を支払います。

（3）（1）の被保険者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）を被保険者とします。ただし、当社が保険金を支払うのは、その責任無能力者が（1）①または②に規定する事故により他人に加えた身体の障害または財物の破損について、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。

（4）普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担す

る原因となった（１）の事故をいいます。

（注１）日常生活

住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

（注２）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者

責任無能力者の親族（注３）に限ります。

（注３）親族

６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族をいいます。

第２条（保険金を支払わない場合）

（１）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注１）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為を除きます。
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（２）当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産（注４）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族（注５）に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

⑨ 航空機、船舶・車両（注 6）または銃器（注 7）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(3) 被保険者が第 1 条（保険金を支払う場合）（3）に規定する者である場合は、（2）①から④までおよび⑥の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

(注 1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注 3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注 4) 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産

住宅の一部が専ら被保険者の業務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注 5) 親族

6 親等内の血族、配偶者および 3 親等内の姻族をいいます。

(注 6) 船舶・車両

原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注 7) 銃器

空気銃を除きます。

第 3 条（支払保険金）

(1) 1 回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、日常生活賠償保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保} \\ \text{險} \\ \text{金} \\ \text{の} \\ \text{額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者が損害} \\ \text{賠償請求権者に} \\ \text{対して負担する} \\ \text{法律上の損害賠} \\ \text{償責任の額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{判決により支払} \\ \text{を命ぜられた訴} \\ \text{訟費用または判} \\ \text{決までの遅延損} \\ \text{害金} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者が損害賠償請求} \\ \text{権者に対して損害賠償金} \\ \text{を支払ったことにより代} \\ \text{位取得するものがある場} \\ \text{合は、その価額} \\ \hline \end{array}$$

(2) 当社は、(1) に定める保険金に加えて、次の費用（注 1）の合計額を保険金として支払います。ただし、この費用（注 1）については、その全額を支払います。

費用	説明
① 損害防止費用	第 4 条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第 4 条（1）④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

③ 緊急措置費用	第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故により他人の身体の障害または他人の財物の破損が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
④ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第6条（当社による解決）（2）の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用（注2）、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

（注1）費用

収入の喪失を含みません。

（注2）訴訟費用

（1）に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。

第4条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

（1）保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当社へ通知	

すること。	
④ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その債権の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求(注1)を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑦ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。	
⑧ ①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)②および③の事項について事実と異なることを告げた場合または(1)⑧の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第5条 (当社による援助)

被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故(注)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(注) 第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故

被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を

除きます。

第6条（当社による解決）

(1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（注1）を行います。

- ① 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故（注2）にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当社と解決条件について合意している場合
- ② 当社が損害賠償請求権者から第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2) (1) の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。

- ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

(注1) 訴訟の手續

弁護士を選任を含みます。

(注2) 第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故

被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。

第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故（注1）によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注2）を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
- ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
- イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) 第 6 条（当社による解決）およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

損害賠償額	=	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
-------	---	-----------------------------------	---	--------------------------------

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2) または (7) の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1 回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注 3）が日常生活賠償保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は (1) の規定による請求権を行使することはできず、また当社は (2) の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
- ① (2) ④に規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、第 1 条（保険金を支払う場合）(1) に規定する事故（注 1）にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められるとき。
- ③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (7) (6) ②または③に該当する場合は、(2) の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1 回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注 2）を限度とします。
- (注 1) 第 1 条（保険金を支払う場合）(1) に規定する事故
被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。
- (注 2) 保険金の額
同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。
- (注 3) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額
同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額

を含みます。

第8条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（保険金の請求）

- (1) 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 当社の定める事故状況報告書
 - ③ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

- ⑤ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑦ 第 1 条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故による他人の財物の破損に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注 1）および被害が生じた物の写真（注 2）
 - ⑧ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑨ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑩ その他当社が普通保険約款第 2 1 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （注 1）修理等に要する費用の見積書
既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- （注 2）写真
画像データを含みます。

第 10 条（損害賠償額の請求）

- （1）損害賠償請求権者が第 7 条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を受けようとする場合、当社に対して損害賠償額の支払を請求しなければなりません。
- （2）損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 損害賠償額の請求書
 - ② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ⑥ 第 1 条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故による他人の財物の破損に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注 1）および被害が生じた物の写真（注 2）

- ⑦ 損害賠償請求権者の印鑑証明書
- ⑧ その他当社が第 11 条（損害賠償額の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注 3）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注 3）または②以外の 3 親等内の親族
- (4) (3) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (5) 当社は、事故の内容、損害額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合または (2)、(3) もしくは (5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (7) 損害賠償額の請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行行使することはできません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して 3 年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合
- (注 1) 修理等に要する費用の見積書
既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注 2) 写真
画像データを含みます。
- (注 3) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

第 11 条（損害賠償額の支払）

- (1) 当社は、第 7 条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2) のいずれかに該当する場合には、請求完了日（注 1）からその日を含めて 30 日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて次に掲げる日数（注 2）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注 3）	180 日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120 日
④ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注 4）には、それによって確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。
- (4) (1) から (3) までの規定による損害賠償額の支払は、損害賠償請求権者と当社が

あらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

損害賠償請求権者が第10条(損害賠償額の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みません。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第12条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条(先取特権)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故による他人の身体の障害または他人の財物の破損にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（１）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（２）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（２）①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第 3 条（支払保険金）（２）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第 1 4 条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第 1 7 条（被保険者による保険契約の解約請求）の規定は適用しません。

第 1 5 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

ゴルフ用品補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
再調達価額	ゴルフ用品と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
事故	第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故をいいます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用について料金（注）を徴するものをいいます。 （注）料金 名目は問いません。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、クラブ等を使用してくり返しスイングを行うこと（注）をいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。 （注）クラブ等を使用してくり返しスイングを行うこと 場所は問いません。
ゴルフ用品	被保険者が所有する、ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類であって、保険証券に記載されたものをいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
ゴルフ用品の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額をいいます。 （注）減価額 ゴルフ用品が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、そのゴルフ用品の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、ゴルフ用品が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、そのゴルフ用品の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
ゴルフ用品保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のゴルフ用品保険金額をいいます。
スイング	クラブ等を動かす意思でクラブ等を前後方向へ動かすことをいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

盗難	盗賊または不法侵入者による破損または汚損を含みます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
保険価額	ゴルフ用品に損害が生じた地および時におけるゴルフ用品の価額をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、ゴルフ用品保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。(免責金額は被保険者の自己負担となります。)

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について、次のいずれかの偶然な事故により生じた損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 盗難。ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りま。
- ② ゴルフクラブの破損または曲損

(2) 当社は、(1)に規定する事故が発生した時が保険期間中であつた場合に限り、保険金を支払います。

(3) 普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、ゴルフ用品の損害の原因となった(1)の事故をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限りま。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族（注2）の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないお

それがあつる状態で自動車等を運転している間

- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為を除きます。
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑫ ゴルフ用品の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わつてゴルフ用品を管理する者が、相当の注意をもつてしても発見し得なかつた欠陥を除きます。
- ⑬ ゴルフ用品の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等
- ⑭ ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ちその他外観上の損傷または汚損であつて、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ⑮ 偶然な外来の事故に直接起因しないゴルフ用品の電氣的事故または機械的の事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- ⑯ ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失

（注1）保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

（注3）法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

（注4）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注5）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条（損害の額の決定）

- （1）当社が保険金を支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。この場合におい

て、損害が生じたゴルフ用品を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式（注1）によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理によってゴルフ用品の価額が増加した場合は、その増加額（注2）}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{損害の額}}$$

(2) ゴルフ用品が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がそのゴルフ用品全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)の規定によって損害の額を決定します。

(3) 保険契約者または被保険者が、次に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1)および(2)の規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。

① 第5条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 第5条(1)④に規定する手続のために必要な費用

(4) (1) から (3) までの規定によって計算された損害の額が、その損害の生じたゴルフ用品の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。

(注1) 算式

算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じたゴルフ用品を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、ゴルフ用品の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注2) 増加額

ゴルフ用品が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、そのゴルフ用品の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、ゴルフ用品が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、そのゴルフ用品の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

第4条（支払保険金）

(1) 当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{第3条（損害の額の決定）の損害額}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第5条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」のことを履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② ゴルフ用品について損害が生じたことを知った場合は、次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度 イ. 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度について証人がある場合は、その者の住所および氏名または名称	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ ゴルフ用品が盗難にあった場合には、遅滞なく警察署に届け出ること。	
④ 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ ①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）②の事項について事実と異なることを告げた場合または（1）③もしくは⑥の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第 6 条（保険金の請求）

- (1) 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金請求権は、事故発生時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 当社の定める事故状況報告書
 - ③ ゴルフ用品の盗難による損害の場合は、所轄警察署の盗難届出証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④ ゴルフ用品の損害の程度を証明する書類
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑦ その他当社が普通保険約款第 2 1 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (4) ゴルフ用品について損害が生じた場合は、当社は、次のことを行うことができます。
- ① 事故が生じたゴルフ用品を調査すること。
 - ② ①のゴルフ用品または被保険者の所有する他のゴルフ用品の全部または一部を調査すること。
 - ③ ①のゴルフ用品または被保険者の所有する他のゴルフ用品の全部または一部を一時他に移転すること。

第 7 条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注 1）の合計額が損害の額（注 2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注 1）を保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注 1）の合計額が、損害の額（注 2）を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注 1）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注 2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注 1）を限度とします。
------------------------------	---

（注 1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注 2）損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第 8 条（盗難品発見後の通知）

保険契約者または被保険者は、盗取されたゴルフ用品を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第 9 条（残存物および盗難品の帰属）

（1）当社が保険金を支払った場合は、ゴルフ用品の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者に属するものとします。

（2）盗取されたゴルフ用品について、当社が保険金を支払う前にそのゴルフ用品が回収された場合は、第 3 条（損害の額の決定）（3）①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。

（3）盗取されたゴルフ用品について、当社が保険金を支払った場合は、そのゴルフ用品の所有権その他の物権は保険金の保険価額に対する割合によって、当社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注）を当社に支払って、そのゴルフ用品の所有権その他の物権を取得することができます。

（4）（2）または（3）ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じたゴルフ用品の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害の額は第 3 条（損害の額の決定）の規定によって決定します。

（注）支払を受けた保険金に相当する額

第 3 条（損害の額の決定）（3）①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第 10 条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第 1 1 条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第 1 7 条 (被保険者による保険契約の解約請求) の規定は適用しません。

第 1 2 条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

救援者費用等補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
救援者	救援対象者の捜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族（注2）をいいます。 （注1）捜索 捜索、救助または移送をいいます。 （注2）救援対象者の親族 これらの者の代理人を含みます。
救援者費用等保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の救援者費用等保険金額をいいます。
現地	事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。
事故	第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）医師 救援対象者が医師である場合は、救援対象者以外の医師をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2条（救援対象者および被保険者）（2）に規定する者をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、救援者費用等保険金をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、救援対象者が次に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、その費用の負担者に保険金を支払います。

- ① 保険期間中に、救援対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- ② 保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- ③ 保険期間中に、救援対象者の居住の用に供される住宅（注1）外において救援対象者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害を直接の原因として事故

の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院（注2）した場合

(2) (1) ③の入院日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注3）であるときには、その処置日数を含みます。

(3) 当社は、(1) ①および②については(1) ①または②に掲げる場合のいずれかに該当した時、(1) ③については傷害を被った時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

(4) 普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、救援対象者が(1) のいずれかに該当することをいいます。

(注1) 住宅

敷地を含みます。

(注2) 入院

他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。

(注3) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第2条（救援対象者および被保険者）

(1) この特約における救援対象者は、普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。

(2) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 保険契約者
- ② 救援対象者
- ③ 救援対象者の親族

第3条（費用の範囲）

第1条（保険金を支払う場合）(1) の費用とは、次に掲げるものをいいます。

① 捜索救助費用

遭難した救援対象者を捜索（注1）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

② 交通費

救援者の現地までの自動車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2

名分を限度とします。ただし、第 1 条（1）②の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索（注 1）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

③ 宿泊料

現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者 2 名分を限度とし、かつ、1 名につき 1 4 日分を限度とします。ただし、第 1 条（1）②の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索（注 1）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

④ 移送費用

死亡した救援対象者を現地から救援対象者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の救援対象者を現地から救援対象者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注 2）をいいます。ただし、救援対象者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または救援対象者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。

⑤ 諸雑費

救援者の渡航手続費（注 3）および救援者または救援対象者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、救援対象者の遺体処理費等をいい、次のいずれかの金額を限度とします。

ア. これらの費用が、救援対象者が日本国外において第 1 条（1）に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、20 万円

イ. これらの費用が、救援対象者が日本国内において第 1 条（1）に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、3 万円

（注 1）捜索

捜索、救助または移送をいいます。

（注 2）移転費

治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みません。

（注 3）渡航手続費

旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第 4 条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって第 1 条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注 1）または救援対象者の故意または重大な過失

- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 救援対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 救援対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
- ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 救援対象者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 救援対象者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 救援対象者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為を除きます。
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑭ 救援対象者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故
- 山岳登山（注5）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注6）操縦（注7）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注8）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (2) 当社は、救援対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによって第1条（保険金を支払う場合）（1）③の入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、救援対象者が次のいずれかに該当する事由によって第1条（保険金を支払う場合）（1）③に該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 救援対象者の入浴中の溺水（注9）。ただし、入浴中の溺水（注9）が、救援対象者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害によって生じた場合を除きます。
- ② 救援対象者の誤嚥（注10）によって生じた肺炎。この場合、誤嚥（注10）の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- （注1）保険契約者
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）法令に定められた運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。
- （注3）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- （注4）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- （注5）山岳登山
ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）
- （注6）航空機
グライダーおよび飛行船を除きます。
- （注7）操縦
職務として操縦する場合を除きます。
- （注8）超軽量動力機
モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。
- （注9）溺水
水を吸引したことによる窒息をいいます。
- （注10）誤嚥
食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第5条（支払保険金）

当社は、第3条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

第6条（支払保険金の限度）

当社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、救援者費用等保険金額をもって限度とします。

第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

（1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第1条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。 ア. 第1条（1）①または②の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況 イ. 第1条（1）③の場合は、事故発生の状況および傷害の程度	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社、他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求（注1）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。	

⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	
---	--

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (1) ②の事項について事実と異なることを告げた場合または (1) ⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条 (他の保険契約等がある場合の支払保険金)

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額 (注1) の合計額が、費用の額 (注2) 以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額 (注1) を保険金の額とします。

(2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額 (注1) の合計額が、費用の額 (注2) を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 (注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額 (注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 (注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 費用の額

第3条 (費用の範囲) の費用の額をいいます。

第9条 (保険金の請求)

(1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。

(2) 当社に対する保険金の請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行

使うことができるものとします。

(3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 救援対象者が第1条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類
- ③ 保険金の支払を請求する第3条（費用の範囲）に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- ④ 被保険者の印鑑証明書
- ⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ⑥ その他当社が普通保険約款第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第10条（代位）

(1) 費用（注1）が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注2）を取得した場合において、当社がその費用（注1）に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が費用（注1）の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用（注1）の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注1) 費用

第3条（費用の範囲）の費用をいいます。

(注2) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第11条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第17条（被保険者による保険契約の解約請求）の規定は適用しません。

第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
アルバトロス	各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援する公式競技をいいます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し（注）、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 （注）他の競技者1名以上と同伴し 公式競技の場合は、この要件は適用しません。
ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目のいかんを問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第2条（被保険者）に規定する者をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。

ホールインワン	各ホールの第 1 打によってボールが直接ホール (球孔) に入ること をいいます。
目撃	① ホールインワンの場合 被保険者が第 1 打で打ったボールがホール (球孔) に入ったことを その場で確認することをいいます。 ② アルバトロスの場合 被保険者が基準打数より 3 つ少ない打数で打った最終打のボール がホール (球孔) に入ったことをその場で確認することをいいます。

第 1 条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中に (2) または (3) に規定する
いずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に限り、慣習として次の
費用 (以下「慣習費用」といいます。) を支出することによって被る損害に対して、保険
金額を限度に、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

① 贈呈用記念品購入費用。ただし、次の購入費用を除きます。

ア. 貨幣、紙幣

イ. 有価証券

ウ. 商品券等の物品切手

エ. プリペイドカード (注 1)

② ホールインワンまたはアルバトロス達成の祝賀会に要する費用

③ ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に対する記念植樹費用

④ 同伴キャディに対する祝儀

⑤ ①から④まで以外のその他慣習として支出することが適当な下欄記載の費用。た
だし、保険金額の 10% を限度とします。

社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用

(2) 次に掲げる者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス

① 同伴競技者

② 同伴競技者以外の第三者

ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、
上記①または②に掲げる者のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス
とします。

(3) 達成証明資料 (注 2) によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確
認できるホールインワンまたはアルバトロス

(4) 普通保険約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、被保険者
がゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したこと
をいいます。

(注 1) プリペイドカード

被保険者がホールインワン・アルバトロス達成を記念して特に作成したものを除きま
す。

(注2) 達成証明資料

記録媒体に記録された映像等をいいます。

第2条 (被保険者)

この特約における被保険者は、普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された
者をいいます。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技ま
たは指導を職業としている者を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、次のホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成
したホールインワンまたはアルバトロス
- ② 被保険者がゴルフ場の使用人(注)である場合、その被保険者が実際に勤務している
ゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

(注) 使用人

臨時雇いを含みます。

第4条 (保険金額の自動復元)

当社が保険金を支払った場合においても、保険金額は減額しません。

第5条 (事故の発生)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第1条(保険金を支払う場
合)に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成したことを知った場合は、次に掲
げる事項を履行しなければなりません。

- ① ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所、ホールインワンまたはア
ルバトロスを達成した状況、これらの事項の証人となる者の住所および氏名を、遅滞な
く、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、
これに応じなければなりません。
- ② 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当社に通知すること。
- ③ 第1条に定めるホールインワンもしくはアルバトロスを達成したことによって生じ
た損害の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ④ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全およ
び行使に必要な手続を行うこと。

- ⑤ あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
 - ⑥ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は(1)①、②、⑥または⑦のときはそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、(1)③の場合は発生または拡大を防止できたと認められる額を、(1)④の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、(1)⑤の場合は当社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①、②、⑥または⑦の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第6条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から、発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および次の①から④までの書類または証拠のすべて(注1)および⑤から⑦までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 同伴競技者が署名または記名捺印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - ② 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者が記名捺印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - ③ 次のいずれかの書類
 - ア. 第1条(保険金を支払う場合)(2)に規定する同伴競技者以外の第三者(複数名存在する場合にはいずれかの者)が署名または記名捺印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - イ. 第1条(3)に規定する達成証明資料(注2)

- ④ 慣習費用の支払を証明する領収書
- ⑤ 被保険者の印鑑証明書
- ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ⑦ その他当社が普通保険約款第 2 1 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注 1）①から④までの書類または証拠のすべて

公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、②および④の書類のほか、①または③に規定する書類のいずれか一方の書類を提出すれば足りません。

（注 2）達成証明資料

ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等をいいます。

第 7 条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合には、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注 1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	最高支払責任額（注 2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注 1）を限度とします。

（注 1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注 2）最高支払責任額

支払責任額のうち、最も高額のものをいいます。

第 8 条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第17条(被保険者による保険契約の解約請求)の規定は適用しません。

第10条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。